

○セクシュアル・ハラスメント防止等に関する指針

平成 15 年 5 月 22 日施行

(目的)

第 1 条 本指針は、基本的人権の保障、個人の尊厳の確保、男女平等の実現の見地から本学において、いわゆるセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）を防止し、健全で快適なキャンパス環境を醸成し維持していくことを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 本校は、教育・研究活動を中心とする人格陶冶の場であって、よりよい人間関係の形成は、その活動の基礎となるべきものである。セクシュアル・ハラスメントは、他者の人格を冒とくする行為であって、個人としての品位と尊厳を著しく損なうばかりでなく、生徒・教職員等の修学・就労・教育・研究等の環境を悪化させるものであって、決して容認することはできない。本校においては、健全で快適なキャンパス環境を醸成・維持するため、本指針に基づき、セクシュアル・ハラスメントの防止に努め、発生したセクシュアル・ハラスメントには、被害者の救済に努め、加害者に対しては懲戒処分を含めて厳正に対処するものとする。

(セクシュアル・ハラスメントの定義)

第 3 条 セクシュアル・ハラスメントとは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 相手の意に反する性的な言動を行い、その言動に対する相手の対応によって、自己の影響力を行使し、修学・就労・教育・研究等において、一定の利益または不利益を与えること、若しくは、与えようとする事
- (2) 相手の意に反する性的な言動により、修学・就労・教育・研究等の環境を損なうこと

(防止対策)

第 4 条 本校は、セクシュアル・ハラスメント防止のため、次のことを含む適切な対策を講ずるものとする。

- (1) セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発・研修活動を行うこと
 - (2) セクシュアル・ハラスメントの生じやすい環境・慣行を改善すること
 - (3) セクシュアル・ハラスメントに対する対処（相談、排除・改善、その他防止対策の策定等）につき、各部局における責任体制を確立すること
 - (4) セクシュアル・ハラスメントについての全学的相談窓口を設け、相談員を配置すること
- 2 前項の対策を遂行するための全学的業務は、理事長又は校長がこれを統括し、部局等における業務は、部局等の長がこれを統括する。

(プライバシーの尊重)

第 5 条 セクシュアル・ハラスメントの疑いのある行為に対する対処に当たっては、問題の性質に鑑み、関係当事者のプライバシーについて適切に配慮されなければならない。

(雑則)

第 6 条 本指針に基づき、セクシュアル・ハラスメントの防止及びその対応に関し必要な事項は、規程でこれを定める。